

平成 14 年度に実施した法手続きについて【報告】

《大阪泉北線》

(1) 路線概要

1) 概 要

大阪泉北線は、第二環状道路(構想)の一部を構成するとともに大阪市域南部を南北に結ぶ路線であり、並行する府道大阪高石線に集中する交通の分散、及び J R 阪和線連続立体交差事業との一体高架化整備により、良好な市街地形成を目的としていた。

2) 路線名 大阪市道高速大阪泉北線

3) 区 間 大阪市阿倍野区美章園三丁目～大阪市住吉区山之内一丁目

4) 延 長 4 . 8 k m

(2) 法手続き

大阪泉北線は、 J R 阪和線連続立体交差事業との一体高架化整備として計画され事業を進めていたが、平成 10 年度以降工事を休止し、地下化も含めた構造検討や事業手法について関係機関で検討を進めてきた。しかしながら、従前の計画に比べ、事業費の増大、工期の長期化等、事業実施上の課題が多く、また、新たな交通需要推計に基づく、整備効果の再評価や他路線による機能代替の可能性について再検討する必要が生じたため、工事の廃止を行った。

都市計画決定(昭和 5 6 年 7 月)

基本計画の指示(昭和 5 7 年 5 月)

工事实施計画書の認可(昭和 5 8 年 5 月)

工事の廃止許可(平成 1 5 年 3 月)

工事開始公告(昭和 5 8 年 6 月)

工事廃止公告(平成 1 5 年 3 月)

(3) 今後の方針

平成 15 年 10 月における近畿地区幹線道路協議会において『第二環状道路構想は費用対効果が低く、都市再生環状道路によってその機能が代替できることから、自専道ネットワークから外すことも可能』との見解が示され、平成 16 年 2 月の大阪府都市計画審議会において大阪泉北線の廃止が可決されたところである。

《尼崎東入路》

(1) 路線概要

1) 概要

尼崎東入路は、尼崎市域から大阪都心部方向へのアクセス改善及び国道43号等、周辺道路の円滑な交通流の確保を目的として計画された。

2) 路線名 兵庫県道高速大阪西宮線

3) 区 間 尼崎市東本町～西宮市今津水波町

4) 延 長 7.3 km

(2) 法手続き

平成12年12月に尼崎公害訴訟の和解が成立し、『尼崎東入路の整備について、先行的に実施される地域整備工事を含め、地域の理解と協力を得つつ行うものとする』とする旨が和解条項に盛り込まれた。その後、原告団との話し合いを行ってきたが、大きな進展が見られず、工事实施計画書の認可期限である平成14年度末に延期手続きを行わず、当該入路に関する項目を削除する変更を行った。

都市計画決定(昭和44年5月)

基本計画の指示(昭和44年12月)

工事实施計画書の認可(昭和45年4月)

変更認可(平成15年3月)

工事開始公告(昭和45年4月)

(3) 今後の方針

今後、和解条項の履行を念頭におき、周辺地域の環境改善に資する「地域整備工事」のあり方を含め、原告団との折衝を継続して進めることにより、入路整備の理解を得て、事業着手することとする。

